

専門里親になるということ
——職業としての里親を選んだ心理プロセスに
焦点を当てて——

中 村 美 恵

専門里親になるということ

—職業としての里親を選んだ心理プロセスに 焦点を当てて—

中 村 美 恵

要 約

わが国においては、近年里親制度改革が行われているにもかかわらず、世界的な家庭養護への潮流の中では、日本の里親制度が危機的状況であることに変わりはない。

本研究の目的は、専門里親となった人が、どのような動機で養育里親となり、どのような困難を乗り越えて里親を続け、さらに専門里親となったのか、また、その経験はその人の人生にどのような影響を与えたのか、その心理プロセスを調査し、検討することである。ここでは専門里親14家庭（17名）に対して半構造化面接を行い、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチの手法で質的分析を実施した。

その結果、24の概念と6つのカテゴリーを生成し、関係図を作成した。対象者のたどってきた心理プロセスの大きな流れは、〈里親の役割〉→〈里親になりたいという思い〉→〈里子の養育の困難〉〈専門的な養育〉→〈人生が豊かになる〉というカテゴリーで示された。里親の心理プロセスの流れが〈人生が豊かになる〉に行きついているという結果は、今後の里親制度の発展への一つの可能性となり得るが、里親を支える〈社会のサポート〉〈協力体制〉が不可欠であることも明らかになった。また、里親を職

業的にとらえている人はほとんどいなかったことから、制度の整備とともに里親自身の意識の変革も必要であることが示唆された。

I. 問題と目的

1. 日本の社会的養護と里親制度の現状

社会的養護とは、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」であり、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている（厚生労働省，2014）。平成24年度末の対象児童は約4万6千人となっている。

社会的養護は家庭養護（里親，ファミリーホーム）と施設養護（乳児院，児童養護施設等）に大別され，児童数は家庭養護が約5千4百人（平成25年3月），施設養護が約4万1千人（平成25年10月）となっており，施設養護が圧倒的に多い。

児童の措置理由については，かつては両親の死亡や行方不明といった理由が多かったが，現在では虐待によるものが多くなっている。平成26年8月には，平成25年度中の全国における児童相談所への児童虐待に関する相談件数が7万件を超えたというニュースが全国で報道され

*臨床心理学研究科 博士課程（前期）2014年度修了 臨床心理学

た。この数字は毎年伸び続けており、10年前の平成15年度（26,569件）の約2.8倍である。

虐待を受けた子どもあるいは障害児など特別な支援が必要な子どもの増加に対応して、社会的養護はできる限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で養育が行われることを目指して、施設の小規模化、家庭養護を推進するという方向に向かっている。現在9割が施設養護で、1割が里親やファミリーホームの家庭養護であるが、将来的には今後十数年をかけて、①里親及びファミリーホーム②グループホーム③本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）がそれぞれ3分の1ずつ、という割合に変えていく、という目標が立てられている。

このような社会的養護の流れを受けて、家庭養護の代表である里親制度は、何度かの制度改革を経て今まさに変革の時を迎えている（厚生労働省、2014）。現在の里親の種類は、「養育里親」「専門里親」「養子縁組を希望する里親」「親族里親」がある。（親族里親とは、子どもの三親等以内の親族であり、両親や監護する者が死亡、行方不明等で、養育が期待できない子どもを養育する里親である。）平成25年3月末には、登録里親の全数は9,392家庭で、その内訳は、養育里親が7,505家庭（79.9%）、次いで養子縁組希望里親が2,445家庭（26.0%）、専門里

親が632家庭（6.7%）、親族里親が471家庭（5.0%）となっている（全国里親会、2014）。

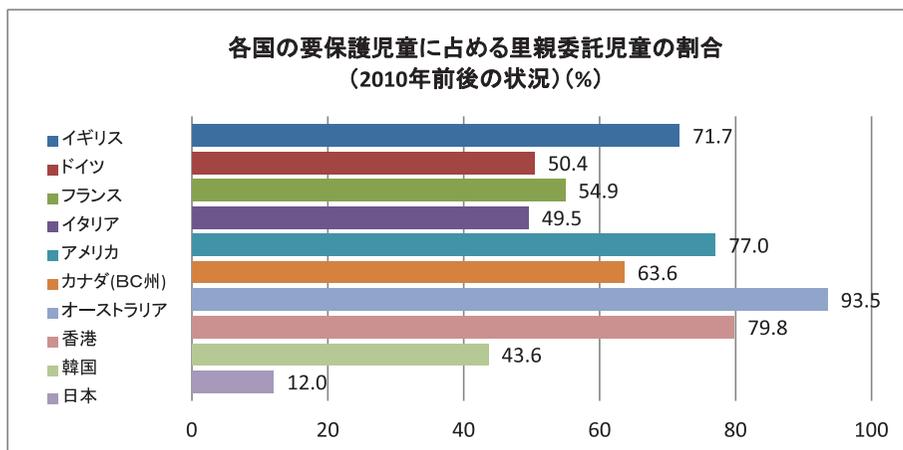
平成24年度末（平成25年3月まで）の委託児童数は、里親4,578人、ファミリーホーム829人で、合計5,407人となっている。里親等委託率（里親とファミリーホーム）は14.8%であり、平成14年の7.4%から倍増している。

里親制度の主要な課題として、庄司（2011）は、19項目を挙げているが、特に、里親優先の原則が確立していないこと、里親が少ないこと、里親制度が知られていないこと、自治体間の取り組みの格差、児童相談所の対応の不十分さなどを指摘している。

2. 海外の里親制度との比較

表1を見ると、欧米主要国では概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では施設養護への依存が高い状況なのは明らかである。もともと欧米諸国では、1900年代初頭からホスピタリズム論の影響を受けて、施設養護よりも家庭養護が推進されてきた。ほとんどの国では里親委託が基本となっており、施設は治療施設化し、施設規模も小規模化してきている。わが国の乳児院、児童養護施設に相当する施設（養護系の施設）は著しく減少し、虐待を受けた子どもや非行をした子ども、情緒的に著しく不安定

表1 厚生労働省「社会的養護の課題と将来像の取り組み状況」P11



な子どもを治療教育する施設となってきた（庄司，2003）。

多くの国々に大きな影響を与えているのは、1989年の国連「児童の権利に関する条約」である。日本も1994年に批准している。子どもの最善の利益を追求し、子どもの福祉にとっての家族の重要性を認め、子どもをできるだけ家族から分離せずに現在の環境を維持しながらその養育を支援するという理念のもと、そのための法律や制度を整備している（2012，木村）。

3. 専門里親について

専門里親は、養育里親の中に含まれており、2002年度（平成14年）の里親制度改正で新しく設けられた。専門里親は、要保護児童のなかでも、とくに虐待等により心身に有害な影響を受けた子どもを養育する里親として始まった。現在、非行等の問題のある子ども、身体障害、知的障害や精神障害のある子どもへも対象が広がっている。

専門里親になる条件は以下の通りである。

- ①養育里親の要件に加え、次のいずれかに該当すること
 - イ、養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有する者であること
 - ロ、3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者であること
 - ハ、都道府県知事がイ又はロに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること

②専門里親研修を終了していること

③委託児童の養育に専念できること

また、研修受講義務（専門里親研修）があり、登録有効期間は2年間、2年毎に更新研修を受講しなければならない。委託児童は4人までであり、うち専門里親委託児童は2人までとなっている。養育里親と同様、同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童（実子など）の合計は6人までとなっている。

平成25年3月末現在の専門里親は632家庭で

あるが、そのうち児童を委託されているのは162家庭で、委託児童は197人であった（福祉行政報告例）。専門里親として登録していても、実際に子どもを受託しているのは25.6%で、およそ4人に1人ということになる。これは今後の大きな課題であろう。

それでは、専門里親が養育する虐待を受けた子どもたちは、どのような心理的特徴があるのだろうか。西澤（2007）は、トラウマ関連障害と愛着（アタッチメント）の問題の面から説明している。子ども虐待は複雑性PTSDや愛着障害を引き起こし、子どもの性格や人格形成に大きな影響を与え、さまざまな行動上の問題を引き起こす可能性があるとし、「慢性的なトラウマ体験に曝された子どもがその影響からの回復を遂げるためには、心理療法や精神療法などの個別の治療による援助のみでは不十分であり、生活レベルでの援助である『治療的養育』が適切に提供されることが必要となる。」としている。

また、杉山（2007）は、「被虐待児の心の傷のケアにはそのために整えられた環境が必要であり、ケアそのものが生活を基盤とするものである。」とし、第一に安心して生活できる場の確保、第二に愛着の形成とその援助、第三に子どもの生活・学習支援、第四に初めて精神療法が登場する」とし、安心できる場で愛着を形成していくことの重要性を指摘している。

西澤の言う「治療的養育」や、杉山の「安心して生活できる場」あるいは「愛着の形成」ができる対象として、専門里親の果たす役割が求められているのであろう。

また、障害のある子どもに関しては、近年発達障害の子どもが増加しているとされるが、宮本（2007）は、「発達障害と子ども虐待の関係は、発達障害があることが虐待の危険因子となりうる場合と、虐待の結果として発達障害を生じている場合とに分けて考えることができる」とし、発達障害と子ども虐待は深いかわりがあることを指摘している。

4. 先行研究

専門里親に関する先行研究としては、

- ・澁谷昌史他 (2004), 専門里親及び親族里親の実態と課題に関する研究, 日本子ども家庭総合研究所紀要第41集
- ・木村容子 (2012), 被虐待児の専門里親支援——M-D&Dにもとづく実践モデル開発——, 相川書房

等があるが、専門里親制度の問題点や専門里親支援における問題点や課題、専門里親のニーズに関する研究である。

また、養育里親について、臨床心理学領域の先行研究としては、

- ・大村美喜・大石英史 (2012), 里親が抱える困難とその克服によるあり方の変容:「語り」の分析による質的研究, 山口大学大学院教育研究科付属臨床心理センター紀要
- ・江崎紳介 (2009), 里親の養育観に関する一考察——里母の心理的葛藤とソーシャルサポート形成の視点から——, 東京国際大学大学院臨床心理学研究科紀要編集委員会
- ・嶋崎恵子 (2004), 里親養育における子どもの受け入れプロセス——里母と子どもの相互作用の視点から, お茶の水女子大学心理臨床センター紀要

などがあり、里親が抱える養育上の困難とその克服、里親自身の変化、養育観の形成などについての研究がある。

5. 問題と目的

5-1. 問題

今まで述べてきたように、日本においては、近年里親制度改革が行われ、ここ数年では委託率も以前よりは上がってきているが、世界的な家庭養護への潮流の中で、日本の里親制度が危機的状況であることに変わりはない。なぜ日本で里親制度が根付かないのか。また、里親が少ないのは何故なのか。そして、里親制度の改革の一つとして創設された専門里親が、実際には委託が少ないのは何故なのだろうか。このような問題を明らかにしていかなければ、里親制度

は発展していかないであろう。

5-2. 研究の目的

本研究の目的は、専門里親となった人が、どのような動機で養育里親となり、どのような困難を乗り越えて里親を続け、さらに専門里親となったのか、また、その経験はその人の人生にどのような影響を与えたのか、その心理プロセスを調査し、検討することである。先行研究では、里親になるまでの、とりわけ専門里親になるまでの心理プロセスについては研究されていない。

専門里親は、養育里親の中でも養育経験が豊富で、専門知識を持つ人たちであり、職業的な意味合いもあるのではないかと考えられる。専門里親としてのアイデンティティというべきものがあるのかどうかも含めて、探っていきたい。里親の側からみていくことによって、今までわが国で里親委託が進まなかった理由や、今後どのような環境が必要であるのかを明らかにしたいと考えている。

II. 方法

1. 調査方法

1-1. 調査対象者

首都圏在住の専門里親計14家庭 (17名)。そのうち予備調査を2家庭 (2名) に、本調査を12家庭 (15名) に行う。それぞれの里親会のご協力を得て、A市の専門里親2家庭 (2名)、B県の専門里親2家庭 (2名)、C県の専門里親10家庭 (13名) に協力を依頼した。なお、C県の里親10家庭のうち、3家庭はご夫婦二人で調査に協力してくださった。

1-2. 調査方法

個人面接によるインタビュー調査を行う。面接は半構造化面接とする。面接時間はおよそ1時間から1時間半、インタビュー内容は、協力者の許可を得てボイスレコーダーに録音する。具体的な手順は以下の通りである。

①協力依頼

里親会からご紹介いただいた対象者には、初

めにご自宅に電話をし、調査協力をお願いしたいこと、および調査依頼の手紙を送る旨伝える。手紙の内容は「インタビュー調査ご協力のお願い」として、調査の目的や方法、倫理的配慮について記載している。手紙を投函して約1週間後に再度電話をし、内容をご了解いただき調査に協力いただけるかを確認する。協力いただける方には、電話等で連絡を取り合い、日時や場所を決定する。

②予備調査

調査対象者の最初の2名に、予備調査を行う。本調査で行う質問項目を生成する為である。予備調査のインタビューでは、対象者に、専門里親になった動機を中心に自由に語ってもらい、そのデータを元に、本調査での質問項目を生成する。

インタビュー前には、調査の目的や方法、倫理的配慮について改めて説明する。インタビューの録音についても説明し、了承をいただける場合には、調査者が用意した同意書2通に署名をいただき、一通は対象者に渡して保管していただく。

③本調査

インタビュー前と終了後については、②の予備調査と同様に行う。

インタビュー内容は、まず対象者の基本情報を確認し、「なぜ専門里親になったか」という事を中心に自由に話してもらう。その後、話の中で語られなかった事柄について、予備調査で生成した質問項目を訊ねていく。また、質問項目以外でも、適宜内容を深める質問をする。

1-3. 調査時期と調査場所

調査時期は平成26年6月から9月。

面接場所については、調査対象者と相談の上で決定する。調査者が場所を用意する場合は、なるべく対象者の都合のよい場所で貸会議室等を借りることにする。

1-4. 倫理的配慮

個人情報保護および人権保護の対策について、以下のような内容を対象者に事前に書面で、さらに面接時に直接説明をした。

- ・インタビューで得られたデータは、研究以外の目的で使用したり結果と公表することはなく、研究者が責任を持って管理し、個人が特定できないように処理をする。
- ・対象者は研究の協力をいつでも拒否することができ、それによって何ら不利益を被ることはない。
- ・録音データは研究者のみが管理し、保管の必要がなくなった時点で、すべてのデータを完全に破棄する。

2. 分析方法

本研究においては、社会的養護という実践的で、現実に社会問題となっている事象を扱うこと、さらに里親の心理プロセスを検討するという内容から、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下M-GTA）が分析手法として最適であると考え採用した。木下（2003）（2007）の示した方法を参考にして、以下の分析手順で行う。

①データを逐語化する。

②データを読み込み、分析テーマに照らしてデータの関連箇所に着目し、それを一つの具体例として、かつ他の類似具体例をも説明できると考えられる説明概念を生成する。その際、なぜその部分に着目したのか、その意味は何か、ということを考えメモしておき、概念生成を検討する時の参考にする。

③概念ごとに1つの分析ワークシートを作成する。分析ワークシートには、概念名、定義、最初の具体例（ヴァリエーション）、理論的メモを記入する。同時並行で、他の具体例をデータから探し、ワークシートのヴァリエーション欄に追加記入していく。具体例が豊富に出てこなければ、その概念は有効でないと判断する。必要に応じて、再定義、再命名、具体例の仕分けを行う。生成中の概念定義に照らして、類似例だけでなく対極例の両方向で比較検討を行う。それらの内容は、各ワークシートの理論的メモ欄に記入する。また、現象がみられる最大幅、解釈の最大幅を確認し恣意的な偏りを回避する。

④生成した概念と他の概念との関係を検討し、類似する複数の概念からそれを包含するカテゴリーを生成する。

⑤生成したカテゴリーと概念の相互関係を検討し、それを結果図（分析結果の全体を表す図）として作成する。結果図の作成は1ケースごとに行い、全てのケースの結果図を比較検討しながら、全体の結果図を作成する。

⑥作成した結果図をストーリーラインとして簡潔に文章化する。

13年、専門里親歴8年）である。インタビューでは、「養育里親になった動機」「養育の中で印象に残っていること」「専門里親になった理由」について自由に語ってもらい、調査者が適宜内容を深める質問をした。そのデータ内容を検討し、質問項目を生成した。

質問は、主に

- ①対象者の基本情報
- ②養育里親となった動機
- ③実際の養育体験における心理プロセス
- ④専門里親になった動機
- ⑤自分にとって里親とは

の5項目について、自由に語ってもらうことにした。さらに、必要に応じて内容を深めるための具体的な質問をした。

Ⅲ. 結 果

1. 予備調査の結果と質問項目

予備調査では、2名の対象者にインタビューを行った。

対象者は、60代女性（養育里親歴19年、専門里親歴11年目）と、50代女性（養育里親歴

2. 調査対象者の概要

対象者12名の概要は以下の通りである。

調査対象者の概要

	年齢・性別	養育里親歴	専門里親歴	実子	専門里親委託
A	60代女性	16年	10年	あり	あり
B	70代男性 70代女性	34年	10年	あり	あり
C	70代男性 60代女性	29年	9年	なし（特別養子縁組1名）	あり
D	50代女性	23年	10年	なし（特別養子縁組1名）	あり
E	50代女性	8年	4年	なし	あり
F	60代女性	4年	4年	あり	なし
G	50代女性	9年	2年	あり（特別養子縁組1名）	なし
H	60代男性	25年	2年	なし	なし
I	60代女性	18年	5年	なし	なし
J	70代女性	20年	5年	なし	なし
K	50代女性	19年	10年	なし（特別養子縁組2名）	なし
L	50代女性	20年	8年	なし（特別養子縁組1名）	なし

概念とカテゴリー

カテゴリー名	概念名
〈里親の役割〉	・ 養育里親の役割 ・ 家庭で育つことの大切さ
〈里子の養育の困難〉	・ 里子の問題行動 ・ 里子の行動への驚き ・ 里子への苛立ち ・ 里子の暴力・実子への影響 ・ 真実告知のむずかしさ
〈専門的な養育〉	・ 子どもの立場で考える ・ 子どもと向き合う ・ 気負わない ・ 客観的な養育
〈協力体制〉	・ 夫婦の協力体制 ・ 里親どうしの交流
〈社会のサポート〉	・ 児童相談所との信頼関係 ・ 学校の理解 ・ 協力・多方面からのサポート ・ 研修の重要性
〈人生が豊かになる〉	・ 豊かで楽しい経験 ・ 充実感・満足感
その他	・ 里親になりたいという思い ・ 里親の認知度の低さ ・ 里子をあずかる責任 ・ 専門里親委託のあいまいさ

3. 概念とカテゴリー

分析の結果、24の概念と6つのカテゴリーを生成した。

4. 結果図とストーリーライン

生成した概念とカテゴリーの関係を、図1のようにまとめた。

【ストーリーライン】

結果図から作成したストーリーラインは以下の通りである。

〈 〉内がカテゴリー名であり、「 」で囲い中点を打ってあるのが概念名である。

里親は、〈里親の役割〉、すなわち子どもが「・家庭で育つことの大切さ」を感じたり、社会における「・養育里親の役割」に重要性を感じて、「・里親になりたいという思い」に至る。(子どもがいないなど、養子縁組里親希望者は、逆に「・里親になりたいという思い」を先に持ち、その後養育経験によって〈里親の役割〉を感じるようになる。)

そして実際に里親となり、子どもを委託されると、〈里子の養育の困難〉に直面する。それは具体的には、養育放棄や虐待といった過酷な環境で育ってきたことによる「・里子の行動への驚き」や、「・里子の問題行動」、また思春期

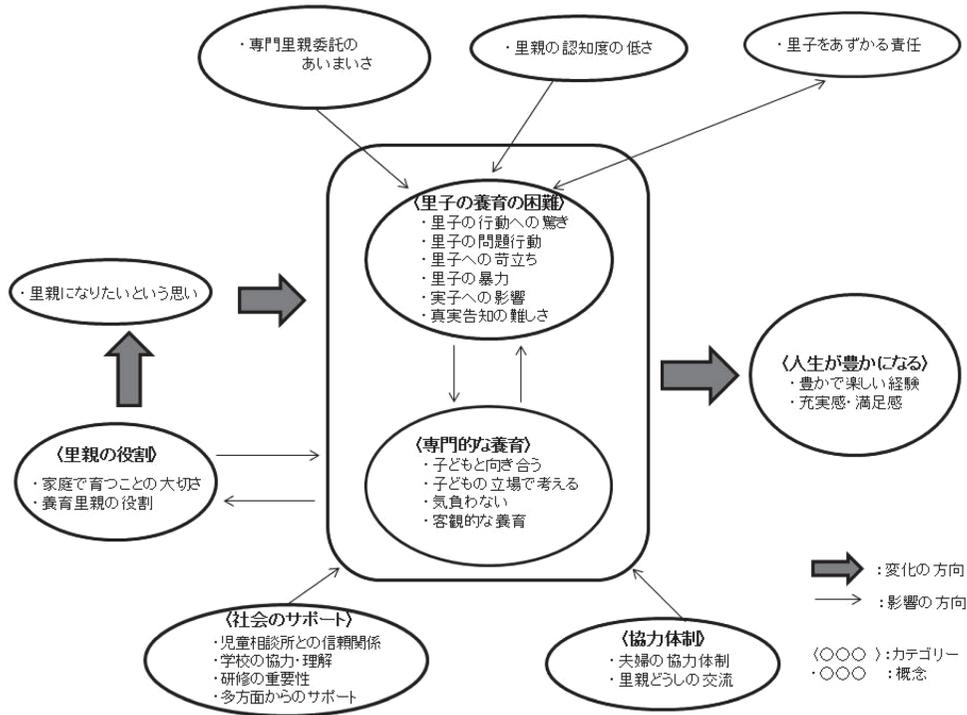


図1

に至っては「・里子の暴力」といった事であり、それに対して里親は時に「・里子への苛立ち」を覚えることもある。また、実子のいる里親は、里子が来たことによって実子の気持ちに変化が生じ、「・実子への影響」を心配する場合もある。(里子の存在が実子の成長につながることもある。) また、里子を幼少時から養育している場合(特に特別養育縁組をしている養親は)、「・真実告知のむずかしさ」に苦悩することも多い。

そのような養育の困難が、周囲の無理解という「・里親の認知度の低さ」によって更に悪化したり、「・専門里親委託のあいまいさ」といった里親制度の問題点によって、委託する側(児童相談所)への不信感を抱かせることもある。

一方で、里親を支える〈社会的サポート〉として、大変重要なのが、「・児童相談所との信頼関係」である。また、学齢期の子どもの養育

では「・学校の理解・協力」が不可欠であるし、「・多方面からのサポート」という、他の社会資源の活用も大変役に立っている。

その中でも、今回の協力者全員が「・研修の重要性」を挙げていた。研修とは、主に専門里親の研修であり、養育のむずかしい子どもを育てる上で、里親が最も求めていた事であり、研修を目的に専門里親になった人も少なくない。また、「・夫婦の協力体制」や「・里親どうしの交流」といった〈協力体制〉も欠かせないものである。

このような〈社会的サポート〉や里親側の〈協力体制〉によって、また困難な養育の体験から、里親は〈専門的な養育〉を身につけるようになり、〈里子の養育の困難〉を乗り越えていこうとする。〈専門的な養育〉と〈里子の養育の困難〉は互いに影響し合っている。〈専門的な養育〉の中でも、特に「・気負わない」「・客観的な

養育」を挙げている人が多かった。

その結果、里子を養育することによって「・豊かで楽しい経験」、「・充実感・満足感」を得ることができ、〈人生が豊かになる〉と多くの里親が感じていることが示された。

Ⅳ. 考 察

1. 6つのカテゴリーと生成概念についての個別検討

〈 〉内はカテゴリー、「・ 」内は概念である。

1-1. 〈里親の役割〉

「・養育里親の役割」と「・家庭で育つことの大切さ」を〈里親の役割〉というカテゴリーにまとめた。

「・養育里親の役割」

この概念は、「養育里親は、子どもを実親から一時的にあずかり、家庭という場で共に生活する中で、子ども自身が生きる力をつけていけるようにしていくという役割があると考えている」と定義したが、本来の養育里親の役割が語られている。もともと養育里親希望の人の多くが、この役割について言及しており、里親になった動機ともなっていた。児童虐待が社会問題化する中で、社会貢献をしたいという意味合いでこの役割を引き受けたいという人もいた。また、専門里親委託を受けて、子どもの養育だけでなく実親との関係調整もしていた里親もいるが、家庭復帰を目指せるケースでは、児童相談所が十分にその役割を果たせない場合は、里親にもそういった役割が求められているのかもしれない。

「・家庭で育つことの大切さ」

自分の身近なところで家庭崩壊がおこった経験から考えた人、ホスピタリズムについての知識があった人、養育の中で、家庭生活を知らない子どもに接して考えた人もいた。庄司(2003)は「共に生活する」ということの意義を指摘し、家庭で育つということは、親密で安定した人間関係を持つことだけでなく、細々した日常生活

活、当たり前前の暮らしを経験することでもある、としている。そういったことの積み重ねが、将来大人になった時の結婚や子育てのモデルになるのであろう。

1-2. 〈里子の養育の困難〉

「・里子の問題行動」「・里子の行動への驚き」「・里子への苛立ち」「里子の暴力」「実施への影響」「真実告知の難しさ」という6つの概念を〈里子の養育の困難〉というカテゴリーにまとめた。

「・里子の問題行動」

学校でのトラブルや不登校、警察に補導される、嘘をつく、などいろいろな問題行動が語られたが、中でも「盗み」について語る人が多かった。和泉(2006)は、「盗みは、第一に、親子関係における信頼をめぐる問題である」とし、里親は子どもを信じるという基本的な姿勢を持っているが、里子が盗みを繰り返すことは、信頼に亀裂を生じさせ、なぜ子どもに伝わらないのかという葛藤は、里親自らへの罪悪感となるという。今回の調査では、過去のこととしておおらかに語る対象者もいたが、今まさに直面している悩みとして語った対象者もいた。

「・里子の行動への驚き」

予想していなかった、今まで見たことのない里子の行動(愛着障害のような行動や、情緒が育っていないこと、生活習慣が身につけていないなど)を目の当たりにし、はじめは大変驚いたというエピソードである。それぞれの里親は、その後研修や勉強会で学んだり、また経験から、その行動の意味を理解するようになったという。事前にこういったことへの知識があれば、里親が戸惑う事もなかったであろう。対象者はベテランの里親が多く、その頃は養育前の研修は任意で、内容も今ほど充実していなかったと察せられる。

「・里子への苛立ち」

ベテランの里親でも、人間であるから、里子の行動に苛立ちを感じてしまうことが語られている。しかし、里親はそれぞれ自分の方法で、その気持ちを立て直している様子がうかがえた。

「・里子の暴力」

暴力や破壊行為で家庭内がめちゃくちゃになり、やむなく里子を手放した（措置変更）というケースもあった。思春期になり、子どもの怒りが表面化したと考える対象者や、真実告知をしてから暴力が始まったという家庭もあった。子どもがほんのささいな事で怒りを爆発させるというエピソードがあったが、西澤（2010）は、この「キレる現象」は、アタッチメントと関連している可能性を指摘している。アタッチメントの基本的機能は、否定的な感覚や感情が高じた際に、それを低減させ安定状態を回復することにあるが、不適切な養育環境に置かれた子どもはアタッチメントが適切に形成されず、感覚・感情レベルや行動レベルで自己コントロールができない状態になってしまうのである。いずれにせよ、里親はその対応に大変苦慮していた。暴力が始まってから、それまであまり頼ることのなかった児童相談所の力を借りたという話もあったが、このような場合は家庭の中だけで解決することはむずかしく、関係機関の十分なサポートが必要であろう。

「・実子への影響」

里子と実子が一緒に生活する場合、多かれ少なかれ実子は影響を受け、以前とは違う生活になっていくことが示された。実子がまだ小学生の頃、障害のある里子を近所の人や友達にお兄ちゃんと言われるのが嫌だと感じてしまい、家族調整をしたというエピソードがあった。しかし、初めは反発もあったかも知れないが、里子がいることで、実子も成長することができた部分もあると感じているということであった。

「・真実告知の難しさ」

今回調査を始めてみて、最も考えさせられるテーマの一つとなった。特に、乳児の頃から委託され特別養子縁組をしている里親からは、乗り越えなければならない「ハードル」として語られた。児童相談所等では「真実告知は早いうちにすべき」というのが常識となっているが、それは里親に任されているため、告知しない家庭もあるという。今回の調査でも、特別養子縁

組をした里親は5家庭あったが、2家庭では告知をしていなかった。また、縁組はしていないが、乳幼児期から長期委託されている家庭では、告知をした後に子どもの暴力や不登校などがおこり、苦悩している人もいた。この問題については、後でさらに詳しく述べたい。

1-3. 〈専門的な養育〉

「・子どもの立場で考える」「・子どもと向き合う」「・気負わない」「・客観的な養育」を〈専門的な養育〉というカテゴリーにまとめた。

「・子どもの立場で考える」

一見理解できない子どもの言葉や行動も、子どもの立場から考えてみると理解できるのだと語られている。

「・子どもと向き合う」

里子が悪い事をした時、気持ちが不安定な時など、里親がしっかりその気持ちを受け止めて、しっかり向き合っていくという対応が語られた。

「・気負わない」

力を入れ過ぎずに養育をしている姿勢が語られた。里親は里子の人生を背負うのではなく、里子自身がその子らしい生き方ができるように手助けするものだと考えている里親や、障害児を養育しているが、公的サービスを利用することによって負担を軽減して養育を楽しんでいる、という里親もいた。こういった姿勢こそが、長期間里親を続けられる、あるいは養育の難しいといわれる子どもを育てる「コツ」であるのかもしれない。

「・客観的な養育」

養育が難しい里子をあずかっても、のめり込むのではなく、割り切ったり、一線を引くことによりなんとかやってこれたこと、そういう養育は、より専門里親に求められるのではないかということが語られた。また、自分は親代わりとは思わないようにしているとし、里親をホームステイに例えていた人や、現実にはできていないが、一線を引いて養育することの必要性は認めている人も複数いた。割り切ることに罪悪感を感じている人もいるが、子どもを大切に思

うという気持ちと、一線を引いて養育するという事は両立する、と考へてもよいのではないだろうか。

1-4. 〈協力体制〉

「・夫婦の協力体制」と「・里親どうしの交流」を〈協力体制〉というカテゴリーにまとめた。

「・夫婦の協力体制」

それぞれの家庭のスタイルで、夫婦で協力して養育にあたっている様子がかがわれた。もともと里母が積極的に里親になることを希望した家庭が多かったが、実際に養育を始めると、里父も積極的になり、協力し合っている。委託前は生活ペースを変えたくないと述べていた里父が、すっかり子ども中心の生活を楽しんだり、里母が泊りがけで研修に行っても子どもと留守番をしてしてくれる、ということが語られた。また、毎日欠かさず、仕事から帰って、今日一日の子どもの様子などを里母と話し合っていたという里父もいた。子育て全般に言えることだが、特に里親の場合は、家庭内の協力体制は欠かせないであろうと思われる。

「・里親どうしの交流」

里親会でのサロンや、個人的な里親どうしの交流が養育の助けになっていることが示されていた。話すことによってストレス解消になる、里親どうしでないとわからない事を正直に何でも話せる、という里親のメンタル面でのサポートと、育児、養育について相談できる、現実的なサポートの両面で助けとなっているようであった。NPO法人でメンターとして里親支援をしているという人もいた。

1-5. 〈社会のサポート〉

「・児童相談所との信頼関係」「・学校の理解・協力」「・多方面からのサポート」「・研修の重要性」を、〈社会のサポート〉というカテゴリーにまとめた。

「・児童相談所との信頼関係」

これは里親委託にとって最も重要なことであると思われるが、実際には、担当の児童相談所により、また担当者によってその対応が大きく違う事が推察された。それは、対極例が3例も

あったことからもうかがえる。児童相談所があまり動いてくれない場合には、「ケースワーカーにバンバン文句を言う」、あるいは「自分で積極的に外に出て勉強し、児相に頼らずにやっていく」ことで対処していることが語られた。

「・学校の理解・協力」

里親から学校に、事前に里親子であることを説明し、学校側も理解して協力してくれた、ということが語られた。学校では、名字の選択（里親と同じ通称名にするか、子どもの本名にするか）ということもあり、事前に相談する機会があると思うが、里親子であることを理解してもらい、必要な対応をとってもらうためにも、学校への説明は大変重要である。さらに他の児童の保護者に理解を求めることも、地域社会で里親を知ってもらうために大切なことであろう。学校や保護者に理解されることが、里親の「社会化」の一歩なのではないだろうか。

「・多方面からのサポート」

里親が一人で抱え込まず、社会資源を利用したり、子どもを中心に、学校、児相、地域といった多方面から支援することが大切だと考へていることが示された。かつては委託児童を保育園にあずけることはできなかったが、近年は可能となったし、障害のある子どもは別のサービスを受けることもできる。対象者は、養育負担を軽減したり、子どもの成長を促すことができると考へて利用していた。しかし、以前よりはサポートも増えたであろうが、まだまだ充実しているとは言えないのではないだろうか。

「・研修の重要性」

今回の調査では対象者のほぼ全員が、専門里親研修が有用であると語った。専門里親になった目的が研修を受けることであった人も多かった。専門里親だけでなく、養育里親も皆受けるべき内容だという意見も複数あった。

里親がこれだけ研修を必要と考へるのは、それだけ養育の中でむずかしさを感じたり、悩むことが多いということなのではないだろうか。また、いったん養育を始めてしまうと、研修を受ける時間が取りにくくなるので、受託前にい

ろいろな研修を受けたいという声も多くあった。

1-6. 〈人生が豊かになる〉

「・豊かで楽しい経験」「・充実感・満足感」を〈人生が豊かになる〉というカテゴリーにまとめた。

「・豊かで楽しい経験」

子どもを育てる経験そのものだけでなく、子どもを中心にした周囲とのつながりやいろいろな体験ができたことをとてもよかったと考えていた。また、「子どもに教わること、知らなかったことを知ることができる」という意見もあった。

「・充実感・満足感」

実子のある対象者は、実子にやれなかったことを里子たちにやっているという感覚があり、親としてやらなければならないことをしているという満足感は、里親になってからの方があると語っている。また、元教師である男性対象者は、教育者として子どもを「教え育てる」よりも、生きづらさを抱えた子どもが「生きていくこと」を支援していくことに、重いものがある一方で、充実感があると語った。また、親が困ったときにお手伝いができればいい、それでさらに子どもと出会える事で、自分の人間性が広がると話してくれた対象者もいた。このように、里親になったことによって人生が変わった、充実した、豊かになったという意見があり、それは里親になったことのプラス面を感じているということであろう。

1-7. その他の概念

6つのカテゴリーに当てはまらなかった概念は以下の通りである。

「・里親になりたいという思い」

それぞれに時期や理由は異なるが、里親になりたいという思いが語られた。養子縁組希望の里親は、「自分の子どもとして育てたい」という気持ちであり、養育希望の里親は「小さい頃からやってみたかった」「保育士の仕事をしているうちにやりたいと思った」「子どもを育ててみたかった」などと、さまざまであった。

「・里親の認知度の低さ」

ここでは、配偶者が里親を知らなかったという事から説明と説得が必要だったというエピソードや、地域の人に全く知られていないために、偏見を持たれることがあったということが語られた。今回の対象者のほとんどは里親歴が長いので、その方たちが里親になったころは、今よりも里親制度が知られていなかったという推測もできる。しかし、現在でもそれほど里親制度の認知度が高いとは言えないであろう。筆者が住んでいる地域で、里親をしている人に会ったことがないし、例えば「里親」とインターネットで検索しても、まず犬や猫の里親が出てくる。地域社会に里親が当たり前にいる諸外国とは大きな違いがある。

「・里子をあずかる責任」

たとえ何があっても里親の方から子どもを手放すことはしない、と語ってくれた事例である。例えば、もし子どもを手放した場合、この子はどうになってしまうのか、という不安を持ち、「あずかったら、やっぱり最後まで苦しくても育てあげようっていう気持ちがあったから」と語った対象者もいた。やはり一度あずかったからには、里親としての責任があると考えている人が多い。

しかし、そんな思いにもかかわらず、どうしても養育がうまくいかず（不調とよんでいる）、措置解除になることもたびたびある。今回の対象者の中でもそういう経験をして、それが大きな心の傷となっている里親もいた。（おそらく子どもの心の傷はそれ以上であろうが。）

「・専門里親委託のあいまいさ」

今回の調査の中で、ほぼ全員の対象者が感じていたことである。養育里親委託であっても、養育のむずかしい、被虐待児や障害のある子どもが委託されることは多く、どこからが専門里親委託となるのかは、児童相談所が判断するのでわからないと感じている。専門里親になっても専門里親委託が一回もない里親が半分以上であった。

このことは、自治体によって差があると言わ

れている。今回の調査は首都圏の2県1市のみであるため、この結果はあくまで今回の調査地域に限って言えることであるが、全国的に見ても専門里親の委託率は低いことから、この地域が特別ということではないであろう。自治体によって違いがあるのは、予算上の都合であろうと複数の対象者から語られた。専門里親委託は養育里親委託より費用が高くつくため、なかなか専門委託できないという事情があるのではないかと推察される。

国が意図しているところと、実際の自治体における運用にズレがあり、もっと実体のあるものにするために、制度の改革が必要かもしれない。

2. ストーリーラインの考察

里親のたどる心理プロセスの大きな流れは、
〈里親の役割〉 → 〈里親になりたいという思い〉
→ 〈里子の養育の困難〉〈専門的な養育〉
→ 〈人生が豊かになる〉
というものであった。

最初の〈里親の役割〉については、ばらつきがあったことは既に述べた。ここで改めて里親の役割について考えてみると、子どもにとっての里親の役割とは、目的別に大別すると、養子縁組をしない「養育里親」と、養子縁組を希望する「養子縁組里親」がある。親や親族との交流が全く望めない子どもは養子縁組の候補となり、養育里親に委託される子どもは、基本的には家庭復帰することを前提に親との交流を保ちながら養育を受ける（櫻井、2005）。今回の調査では、対象者は養育希望の人と養子縁組里親希望の人が両方いたが、彼らが里親になった頃には、今のように養育里親と養子縁組里親が法律上区別されていなかったため（法律上区別されたのは2009年である）、その役割が意識されてなかったことが推察できる。このことは、当時の行政側の認識が反映されているといってもいいかもしれない。

〈里子の養育の困難〉と〈専門的な養育〉は互いに影響し合っている。養育の困難に直面し

た時、〈社会のサポート〉、〈協力体制〉という後押しを得て、〈専門的な養育〉にたどりついているのではないだろうか。そして〈専門的な養育〉をもって、困難な養育に対処している、という相互関係がみられた。

その際、〈里子の養育の困難〉には「・専門里親委託のあいまいさ」、 「・里親の認知度の低さ」、 「・里子をあずかる責任」がネガティブな要素として影響を及ぼしている。特に、「・専門里親委託のあいまいさ」については、専門里親委託と養育里親委託の明確な区別がなく、「どのような場合に専門里親委託となり、どのような場合に養育里親委託なのか」という疑問の声が大きかった。それが児童相談所への不信感につながってしまうこともある。

〈人生が豊かになる〉のカテゴリーは、いわば里親になることのメリット、プラス面を表していると言えるであろう。「・豊かで楽しい経験」では、子どもを育てるという経験だけでなく、子どもにまつわる周囲の人たちとのつながりや、いろいろな体験ができたという人が多かった。一方、「・充実感・満足感」では、里親になって、実子にはしてやれなかったことをできている、教師時代の子どものとの関わり方よりも充実感がある、といった、それまでの人生経験よりも、より充実した経験をしているということが語られた。また、親が困っているときに手助けするという社会貢献ができ、さらに子どもとの交流ができてよかったと語ってくれた方もいた。

筆者なりの解釈では、先に出た「いろいろな経験」の中には、子育ての楽しさと同時に、「・里子の養育の困難」もあるが、それが大変なだけなのではなく、そのことによっていろいろな人に支えられ、社会とのつながりを持つことができた。そういった意味で、世界が広がる、人生が豊かになると感じているのであろう。

3. 「専門里親になること」についての考察

調査前には、「なぜ専門里親になったのか」という事に関して、多くの思いが語られるもの

と想像していた。しかし実際には、ほとんどの人が「児童相談所から勧められて」、「研修を受けたかったから」という理由を語り、積極的に手を挙げて専門里親になった人がみられなかったのは、意外であった。ある地域では「ベテランの里親から順番に（専門里親に）なったのだと思う」と語った人もいた。

さらに、既に述べたことであるが、専門里親になっても、専門里親委託を受けた経験のある人が少なく、今回の調査では、12家庭中5家庭だけで、継続中は1家庭のみであった。せっかく2年に1回の研修を受けても、実際に委託がないのでは何のために専門里親になったのかと考える里親も少なくないであろう。専門里親には虐待された子どもや障害のある子どもが委託されるとしているが、現在委託されてくる子どもは、大なり小なり虐待を受けた子どもがほとんどであり、多くが養育里親委託されているという現状を対象者の語りから知ることができた。専門里親委託が少ないのは、自治体の予算の都合による一面と、委託の基準があいまいであることが原因であると推察される。専門里親委託ではどんな子どもを委託するのかということ、誰の目から見ても公平性のある、具体的に現実的な基準が必要であろう。

また、養育里親にも里親手当が支給されるが、専門里親には養育里親の倍額近い手当が支給されることから、欧米のようにはいかないまでも、里親を職業的に考えている人も少なくないのではないか、と筆者は考えていた。しかし、「職業的な里親は日本人には合わないのではないか」「ボランティア的な方がよい」「職業里親であれば割り切って養育できていいのだろうが、自分には向かない」といった否定的な意見が多かった。職業的にやるなら、ファミリーホームを経営すればいいのでは、という意見もあった。

しかし、現状では里親だけをして生活していくのはむずかしいかもしれないが、養育里親には里親手当が、特に専門里親にはより多く支払われるのであるから、そういう意味で「仕事

としての一面があるのも否定できないであろう。「養育者としての専門性」への対価として里親手当が支払われている、と考えられるのではないだろうか。このことについてはいろいろな意見があるだろうが、里親がプロとしての意識を持ち、社会的養護に関わる他の専門職と同様の価値を認められるようになれば、「自分もやってみたい」という人も出てくるのではないかと筆者は考えている。

深谷（2013）は、「里親の役割の3類型」を示している。里親を①実親志向型、②シェルター志向型、③養育職志向型に分類し、①実親志向型は、里子と（実親子同様に）生涯つながる人生を望む里親であり、②シェルター志向型は短中期的あるいは長期的に、いわばシェルター（避難所）としての役割を果たそうというもので、実親の養育環境が整う日までの短期間の養育の場合もあれば、子どもが自立する日までの比較的長期の養育の場合もある。社会貢献活動を動機としてはいるが、専門的というよりは、「愛を注ぐ対象を求めて里子養育を選択する」人々、というイメージである。③養育職志向型は、長期にわたって多様な子どもを預かるために、子どもへの接し方や子どもの心の理解などについて、専門的な知識や技術を持っている里親である。小中学校の教員や保育士等、子どもに接する仕事にたずさわる人たちが有資格者であるように、将来的には一定の資格を設定していくべきだとしている。

この中で、③の養育職里親が、専門里親が目指していくべきものであり、筆者も、専門的能力を高めて養育者としての自覚や自信を持てるような、何らかの養育者としての資格を設定していくべきだと考えている。しかしすべての里親が養育職を目指すのではなく、①、②の里親もそれぞれ大切な役割を担っており、その役割を明確にして、里親希望の人にはもちろん、すべての人に周知していくことが重要なのだと考えている。

4. 「真実告知の難しさ」についての考察

真実告知についての問題が複数の対象者から語られたことは、今回の調査前には予想していないことであった。専門里親は養育里親の中に含まれており、基本的には2年という期限があるため、特別養子縁組や、18歳で自立するまでの長期委託というのは想定していなかったからである。

特別養子縁組をした5家庭のうち2家庭が告知をしていないということ、また、縁組はしていないが家庭復帰が望めない長期委託のケースで、告知をしてから子どもの暴力や不登校が始まったという話は衝撃的でもあった。告知をしていない人の語りから、告知をためらわせるのは、「血のつながり」へのこだわりと推察された。それは里親自身だけでなく、子どもが周りから偏見を持たれるのを恐れる気持ちも見受けられ、日本では血縁が重視されているように思われた。このことは、日本社会で里親が根付いていかない原因の一つとも考えられる。

森(2005)は、「子どもに生みの親ではなく育ての親(里親あるいは養親)であることを告げるのは事実の告知です。しかし、事実の背後にある、『お母さんからは生まれていないが、今は私たちが親で、あなたは大切な子どもであること』『心から望んで養育していること』などの、真実の思いを含めて伝えることが真実告知(テリング)です。」とし、欧米はもちろん、日本でも真実告知が必要であると認識されており、その具体的方法は時間をかけて考えられてきたという。もし真実告知をされないまま、子どもが本当の事を知ってしまった場合、子どもにとって一番身近だった大人との信頼関係が崩れることになる。それだけでなく、子どもは、自分のルーツという根本が覆されてしまい、アイデンティティの形成にもかわる問題となる。

対象者の中で、告知をしてから子どもが暴力や不登校になった家庭では、児童相談所に相談し、子ども自身がカウンセリングを受けるなどの支援を受けて、少しずつ落ち着きを見せているようであった。しかしこのことは、真実告知

が必要であるにしても、告知の方法によっては子どもが非常に苦しい思いをすることもあったということを示している。支援機関での真実告知についての里親への心理教育、あるいはケースごとのきめ細かい支援が必要であろう。

乳幼児委託、特に新生児委託(1歳未満の乳児の委託)は愛着形成の面からもよいとされ、積極的に行う自治体が出てきている。そのような現状において、子ども自身に実親の記憶がない場合は、必ず真実告知という問題が出てくるわけであるから、支援ニーズは大きくなっていくであろう。児童相談所などの支援機関は、養子縁組の場合に関しても、委託することで終わることなく、委託後も養親子に伴走していくことが必要であると考えられる。

V. 総合考察と課題

1. 総合考察

本研究において、専門里親である対象者のたどってきた心理プロセスの大きな流れは、〈里親の役割〉→〈里親になりたいという思い〉→〈里子の養育の困難〉〈専門的な養育〉→〈人生が豊かになる〉というカテゴリーで示された。

それぞれの思いを持って里親になり、養育を始めると、中途養育特有の困難にぶつかる。しかし、それは大変なことばかりではなく、そのことによっていろいろな人に支えられ、社会とのつながりを持つことができた。当初希望していた子どもを育てるという経験だけでなく、周囲の人たち、あるいは社会とのつながりができたことで、世界が広がり、人生が豊かになったと感じているのである。また、気負わず、あるいは客観的に、時には割り切って養育をするという専門性が養育の困難を軽減したことが示唆された。

この〈人生が豊かになる〉ということは、里親になることのプラス面を示すものである。当然のことながら里親制度は子どものためのものであり、大人(里親)のためのものではない。しかし、里親側にプラス面がなければ、里親に

なる人はなかなかいないであろうし、今後も制度が発展することはないと筆者は考えてきた。本研究において探索した、里親の心理プロセスの流れが〈人生が豊かになる〉に行きついているという結果は、今後希望を持つことができるかもしれない。しかし忘れてはならないのは、里親自身の努力とともに、里親を支える〈社会のサポート〉、〈協力体制〉があったからこそなのだという点である。

また、予想に反して、専門里親を職業的にとらえている人はほとんどいなかった。しかし、今後は専門的な対応のできる里親のニーズは大きくなる一方であるから、将来的には資格制度も含めて、養育者としてのプロ意識を持った職業里親が必要であろうと考えられる。制度の整備も必要であるが、里親の意識の変革も必要であることが示唆された。

一方で、里親制度の課題も浮き彫りになった。特に専門里親に関しては、専門里親委託の少なさや委託の際の明確な基準がないことが制度の運用を妨げており、今後の改善が望まれる。さらに、養育里親と養子縁組里親をはっきり区別し、子どものニーズにしたがって、家庭復帰の見込みのある子どもには養育里親の家庭を提供して家庭復帰を目指し、見込みのない子どもには養子縁組里親の家庭を提供するという、明確な理念を持って、子どもが家庭で育つことを保障していくことが必要であると考えられる。

2. 今後の課題

本研究では、対象者は全員専門里親であったが、里親になった当初は養育里親希望と養子縁組希望という違いがあり、さらに実子の有無、専門里親委託の経験の有無など、背景がバラバラであり、各対象者の結果図にはばらつきが

あった。結果、理論的飽和は起こらなかった。

また、対象者は首都圏の2県1市の里親であり、範囲が大変限られていることから、調査した地域が全国の状況をそのまま表しているとは限らず、データの不足は否めない。全国各地での調査ができれば、より豊かな分析が可能であったと考える。

最後に、対象者の語りの中にもあったが、里親養育は、社会全体で子どもを支えていく活動の中で、里親が主となって家庭で支える、という仕組みができていけば、もう少しハードルの低いものになるのではないだろうか。前章で里親の3類型を例に挙げたが、いろいろな里親があり、自分に合った役割を担うことができれば、より多くの人が里親になれるであろう。

中でも専門里親は、養育職として、地域で里親をまとめるリーダーとなり、一般の子育て中の親子の相談にも乗れるような存在となっていくことが望ましいと考える。里親自身の人生が豊かになり、輝いているならば、里親が日本に根付いていく日も遠くはないと信じたい。

謝辞

本論文を作成するにあたり、ご指導をいただきました妙木浩之教授に心より感謝申し上げます。また、副査を快く引き受けてくださいました溝口純二教授に深く感謝申し上げます。

本研究をすすめるにあたっては、本学博士後期課程の東啓悟氏に大変有用なご助言をいただきました。心より感謝申し上げます。

そして多くのご助言をいただきました妙木ゼミの皆様にも深く感謝申し上げます。

最後に、お忙しい中時間を作っていただき、快くインタビューに協力してくださいました研究協力者の皆様にも、心よりお礼を申し上げます。

引用文献

深谷昌志・深谷和子 (2013). 社会的養護における里親問題への実証的研究——養育里親全国アンケート調査をもとに——. 福村出版. pp. 210-212.

和泉広恵 (2006). 里親とは何か. 勁草書房. pp. 117-120.

木村容子 (2012). 被虐待児の専門里親支援——M-D&Dにもとづく実践モデル開発——. 相川

- 書房. pp. 29-31.
- 木下康仁 (2003). グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—. 弘文堂.
- 木下康仁 (2007). ライブ講義M-GTA—実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて. 弘文堂.
- 厚生労働省 (2014). 社会的養護の課題と将来像の取り組み状況 (平成26年10月版).
- 宮本信也 (2007). 発達障害と子ども虐待. 里親と子ども編集委員会 (編). 里親と子ども Vol. 2. 明石書店, 19-25.
- 森 和子 (2005). 委託された子ども特有の問題. 湯沢雍彦 (編著). 里親入門—制度・支援の正しい理解と発展のために—. ミネルヴァ書房. pp. 87-94.
- 西澤 哲 (2007). 虐待を受けた子どもの心理的特徴—トラウマと愛着の問題を中心に—. 里親と子ども編集委員会 (編). 里親と子ども Vol. 2. 明石書店, 40-47.
- 西澤 哲 (2007). 虐待を受けた子どもの心理療法—トラウマに焦点をあてた心理療法を中心に—. 里親と子ども編集委員会 (編). 里親と子ども Vol. 2. 明石書店, 99-105.
- 西澤 哲 (2010). 子ども虐待. 講談社現代新書. pp. 176-177.
- 櫻井奈津子 (2005). 子どもの養育にあたっての課題. 湯沢雍彦 (編著). 里親入門—制度・支援の正しい理解と発展のために—. ミネルヴァ書房. pp. 61-64.
- 庄司順一 (2003). フォスターケア. 明石書店. pp. 93-95, pp. 144-148, pp. 191-193.
- 庄司順一 (2011). 里親制度の概要. 庄司順一・鈴木 力・宮島 清 (編). 里親養育と里親ソーシャルワーク. 福村出版. pp. 24-26.
- 杉山登志郎 (2007). 虐待を受けた子どもへの精神医学的治療. 里親と子ども編集委員会 (編). 里親と子ども Vol. 2. 明石書店, 92-98.
- 鈴木 力 (2011). 里親養育の歴史的な流れ. 庄司順一・鈴木 力・宮島 清 (編). 里親養育と里親ソーシャルワーク. 福村出版. pp. 44-45.